

# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第5回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年10月25日（月） 午前9時30分～午前10時28分

場 所 第一会議室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

## 付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について
- (5) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第5回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、2番森委員、3番中条委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号非農地について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇様、申請地は地目が畑〇〇字〇〇番、面積は411㎡となっております。</p> <p>申請地は以前、所有者がビワを栽培しておりましたが、高齢になり10年以上管理されていないため、雑草や木が繁茂しております。今後も農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
8番委員	<p>10月15日私と永吉委員と事務局2名で現地調査を行いました。申請人は、牛根の〇〇〇〇さんで申請地の現地を確認したところ、ビワの木が植えてありましたが、高齢の申請者には立地条件が悪く、不便な所のため、10年以上管理されず、耕作放棄地となっていました。なので、自然に潰廃し、農地への復旧は困難と考えます。以上の事から非農地として判断します。以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。



10 番委員	5 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで先月のあっせんで成立した土地で本人の希望によります経営規模拡大ということで何ら問題ありません。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 2 号は、原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 2 号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。議案書 6 ページをお開きください。 今月は、田 19 筆 13,328 m <sup>2</sup> 、畑 12 筆 10,882 m <sup>2</sup> の合計 31 筆 24,210 m <sup>2</sup> の利用権設定がありました。 それでは、順番に説明いたします。 1 番は、新規契約で 10 年間の使用貸借です。 2 番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満 菌 秀彦との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で 2 回出て参ります。 まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。 公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。 2 番から 7 番は、10 年間の賃貸借です。 8 番、9 番は、19 年 2 ヶ月間の使用貸借です。 10 番は、10 年間の賃貸借です。 11 番は、10 年間の使用貸借です。 12 番は、19 年 2 ヶ月間の使用貸借です。 13 番は、10 年間の使用貸借です。 14 番は、19 年 2 ヶ月間の賃貸借です。 15 番は、10 年間の賃貸借です。 16 番は、19 年 2 ヶ月間の使用貸借です。 17 番は、10 年間の賃貸借です。

	<p>18 番以降は 7 ページをご覧ください。</p> <p>18 番以降は、耕作者と公社との契約になります。</p> <p>18 番から 23 番は、10 年間の賃貸借です。</p> <p>24 番は、10 年間の使用貸借です。</p> <p>25 番から 27 番は、19 年 2 ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>28 番は 10 年間の使用貸借です。</p> <p>29 番から 31 番は、10 年間の賃貸借です。</p> <p>これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2 番委員	1 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借の新規契約で経営規模拡大ということで問題ありません。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 3 号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第 4 号地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号</p> <p>地積調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について説明いたします。</p> <p>議案書の 9 ページから 21 ページになります。</p> <p>垂水市では、国土調査法に基づき地籍調査事業を実施しております。</p> <p>令和 2 年度は田神地区で実施しており、この調査で登記簿上農地である土地に関する地目認定について、市長が農業委員会の同意を求めるものです。</p> <p>土地については土木課国土調査係の職員が現況地目の確認を行い、所有者同意の上で、地目の決定を行ったとのことです。</p> <p>20 ページの A3 カラーの地図をご覧ください。</p> <p>場所は、田神地区となっております。</p>

	<p>21 ページには凡例のとおり色分けしてありますのでご確認ください。</p> <p>意見を求められました9ページから19ページの一覧のとおり同意としてよろしいかご協議お願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議はございませんので、議案第4号は原案のとおり同意してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第4号は、原案のとおり同意しました。</p> <p>次に議案第5号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農林課、農政係の小田でございます。</p> <p>それでは、議案第5号垂水市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。</p> <p>この基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条にて市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる。とされており、本市においても策定しているところではありますが、同法施行令第2条にておおむね5年ごとに基本構想の見直しが定められており本年度その見直しの年となっております。</p> <p>そこで、同法第6条第4項の規定のより、葛迫会長や女性農業経営士である瀬角委員が委員となっただいている垂水市再生協議会へ意見聴取をし、作成したものが本日お示ししている案でございます。</p> <p>その案を基に、同法施行規則第2条の規定により農業委員会及び農業協同組合の意見をお聞かせいただくため、本日の定例会の議案とさせていただきます。</p> <p>それでは、今回の基本構想見直しについて説明いたします。</p> <p>お配りしている、新旧対照表をご確認ください。</p> <p>今回見直した主なポイントのみをご説明いたします。</p> <p>まず、旧表紙部分の策定年月日が令和元年8月とありますが、この時は、垂水市独自に一部変更を行ったものであり、今回のように施行令で定められた見直しではないため、前回の変更より5年経っていないことをご了承ください。</p>

	<p>次に2ページの目次をご覧ください。旧の第6農地利用集積円滑化事業に関する事項が削除されておりますが、この事業は農地中間管理事業への統合一本化されたため、廃止となった事業であり、今回の見直しにおいて、この事業に関する文言等の削除修正が大部分でございます。</p> <p>その他の見直しにつきましては、鹿児島県が昨年度作成した基本方針に準ずるものや軽微な文言の修正等でございます。</p> <p>以上、簡単ですが垂水市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明といたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第5号は原案のとおり同意してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。以上をもちまして、第5回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p>会 長                    葛 迫   巧</p> <p>署名委員                森   千 秋</p> <p>署名委員                中 条 裕 二</p>